

2. 市民協働の景観まちづくり方針



【法第8条第3項】

基本計画では、景観形成の基本理念や目標を踏まえた7つの基本方針を定めています。

本計画では、基本計画の景観形成の基本方針に沿った“福島らしさ”の現れた景観の保全、創出を図るため、地域の特色を生かした市民協働による景観まちづくりに関する7つの方針について定めています。

景観まちづくりの推進に当たっては、市民・事業者・行政それぞれが「市民協働の景観まちづくり方針」を共有し、協働により取り組んでいくことが大切であることから、景観計画区域（市全域）において建築や開発行為などを行う場合は、市民協働の景観まちづくり方針に沿った景観形成に努める必要があります。

本市が考える「市民協働」とは、市民、自治会、町内会、ボランティア団体、NPO法人、事業者、企業など様々な主体と市が一緒になって、より良いまちづくりのために、対等の立場で連携し協調し合いながら行うまちづくり活動を想定しています。

したがって、一定の区域内の町内会や商店会などが母体となり、市民・事業者が団結することでより大きな力を発揮することができることから、地区の繋がりを更に強いものにして“みんなで守り、育む”仕組みづくりを行うことが大切となります。

市民

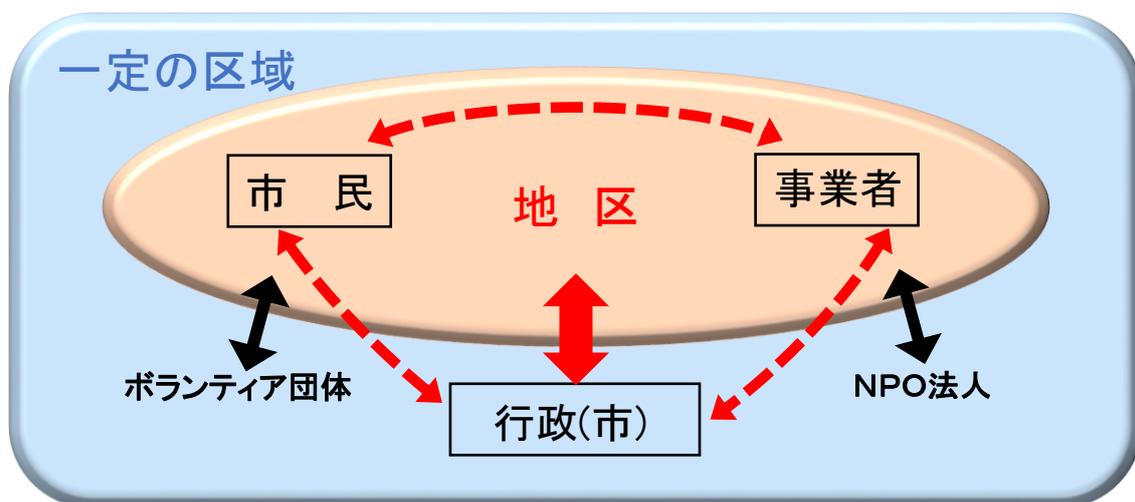
景観を市民共有の財産として認識し、景観まちづくり活動に積極的に参画し、良好な景観の形成に努めます。

事業者

事業活動の全般を通じて、景観まちづくりのために必要な措置を講じ、市の施策に協力するよう努めます。

行政

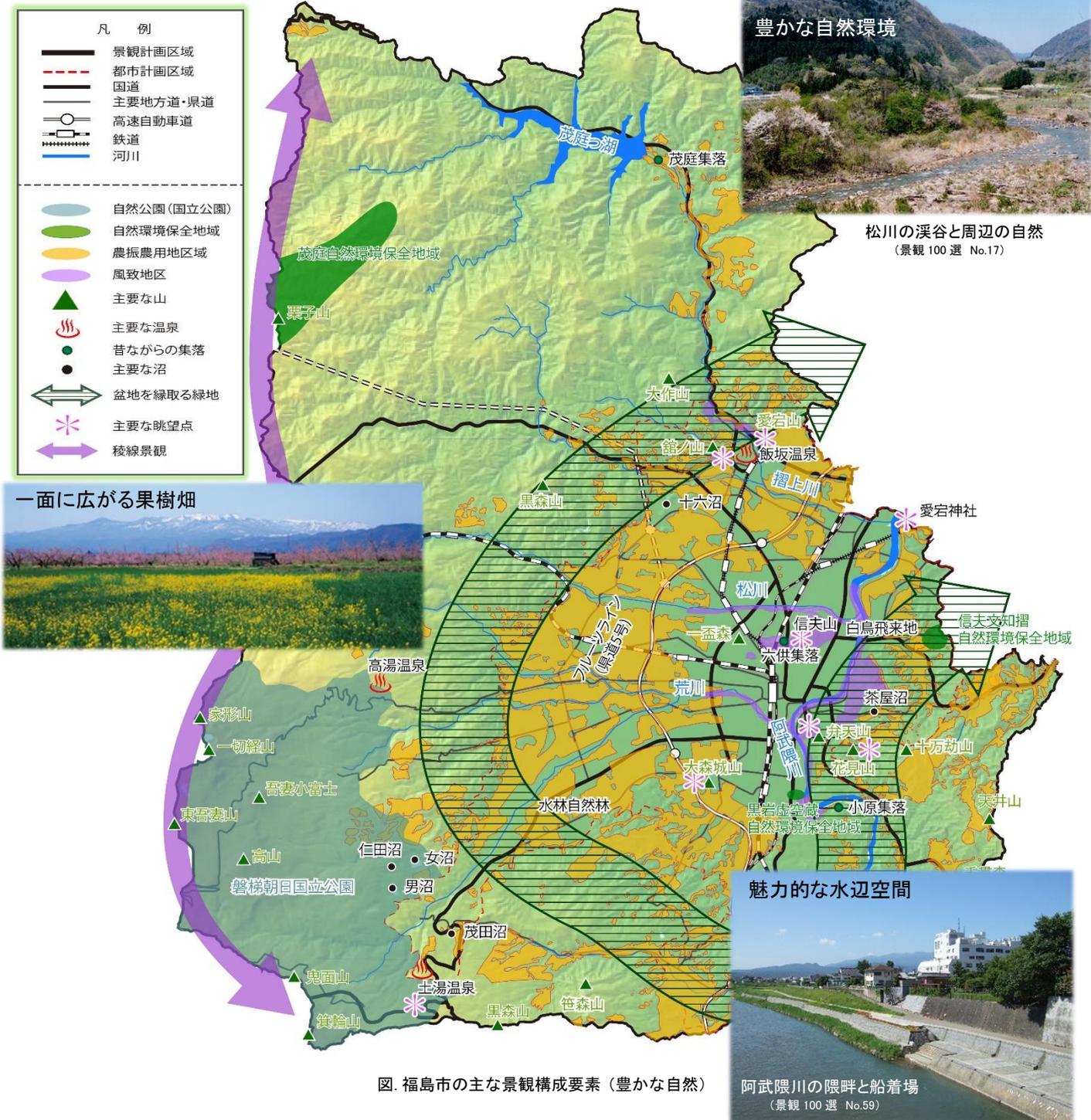
総合的な景観まちづくりの先導役として、推進体制の確立、良好な景観の形成への誘導、市民・事業者に対する啓発や支援を積極的に行います。



(1) 豊かな自然を育む景観まちづくり

＜方針＞ 市民協働により、自然と調和し潤いと安らぎを感じさせる伝統的な福島
 の原風景(自然・農業景観、田園景観、水辺景観など)を守り、育みます。

- 福島盆地を縁取る緑地を保全し、あるいは緑地を増やすことで豊かな自然環境の
 実現を目指しましょう。
- 福島盆地を潤す河川、湖沼などの水辺の空間を生かし魅力的な風景づくりに
 努めましょう。
- “くだもの王国”を象徴する果樹園や一面に広がる美しい稲穂の風景を維持
 しましょう。



(2) 居住環境に配慮した景観まちづくり

＜方針＞ 市民協働により、地域への愛着と誇りが持て、周辺環境と調和のとれたゆとりや潤いのある居住環境を守り、育みます。

- 低層住宅地では、敷地内や通りに面し生垣などによる緑化を推進し、美しい居住空間の形成に努めましょう。
- 中高層建築物が立ち並ぶ市街地では、近隣建物との調和を図り、低層部は快適な空間の形成を推進するなど、まちの魅力向上に努めましょう。
- 地区計画が決定された地区や景観住民協定が認定された地区では、定められたルールに沿った閑静な居住環境の維持、継承に努めましょう。



(3) 産業活動がつくりだす景観まちづくり

＜方針＞ 市民協働により、産業活動の場をより生き生きとしたものとし、魅力を高め、賑わいをもたらす商業景観、環境に調和し、潤いをもたらす工業景観を守り、育みます。

- 中心市街地では、通りや広場などの公共空間と一体となった、活気に満ち、魅力あふれる街なみの形成に努めましょう。
- 店舗などが立ち並ぶ沿道商業地では、車窓からの目線を意識し、快適で魅力的な景観の形成に努めましょう。
- 工業団地や工場などでは、周辺環境と調和し整然とした工業景観の形成に努めましょう。

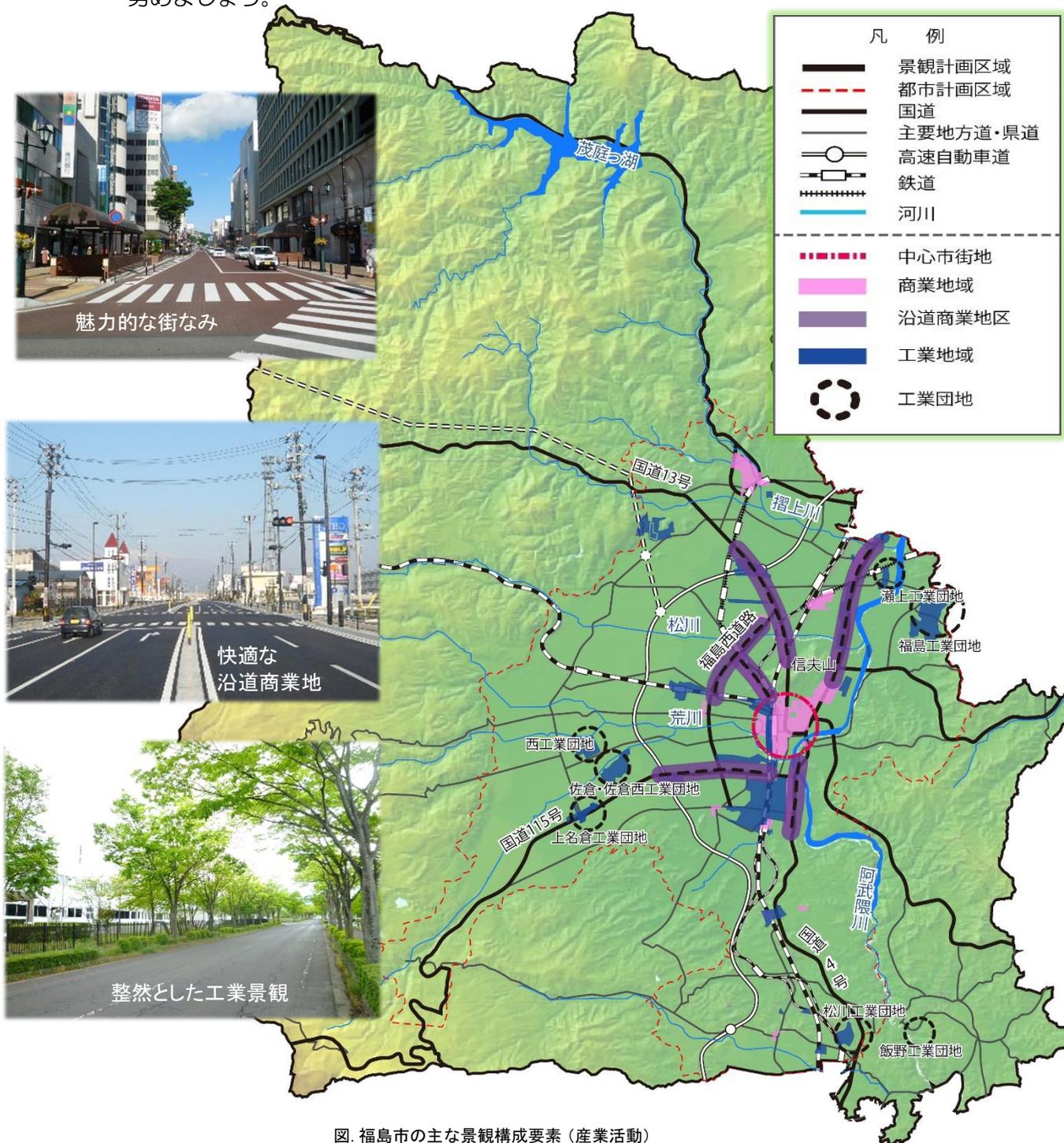


図. 福島市の主な景観構成要素 (産業活動)

(4) 拠点を特徴づける景観まちづくり

＜方針＞ 市民協働により、地域の特性を生かし調和のとれた、魅力や品格ある景観を守り、育みます。

- 信夫山、あづま総合運動公園、郊外の大学周辺では、緑と文化・教養施設との調和、あるいは市民共有の眺望に配慮し、安らぎをもたらす景観の形成に努めましょう。
- 温泉郷をはじめとする観光地では、歴史、伝統文化を重んじ、情緒あふれる観光地景観の形成に努めましょう。
- 官公署周辺では、道路、河川、公園などの公共空間と一体となった、快適で品格のある景観の形成に努めましょう。

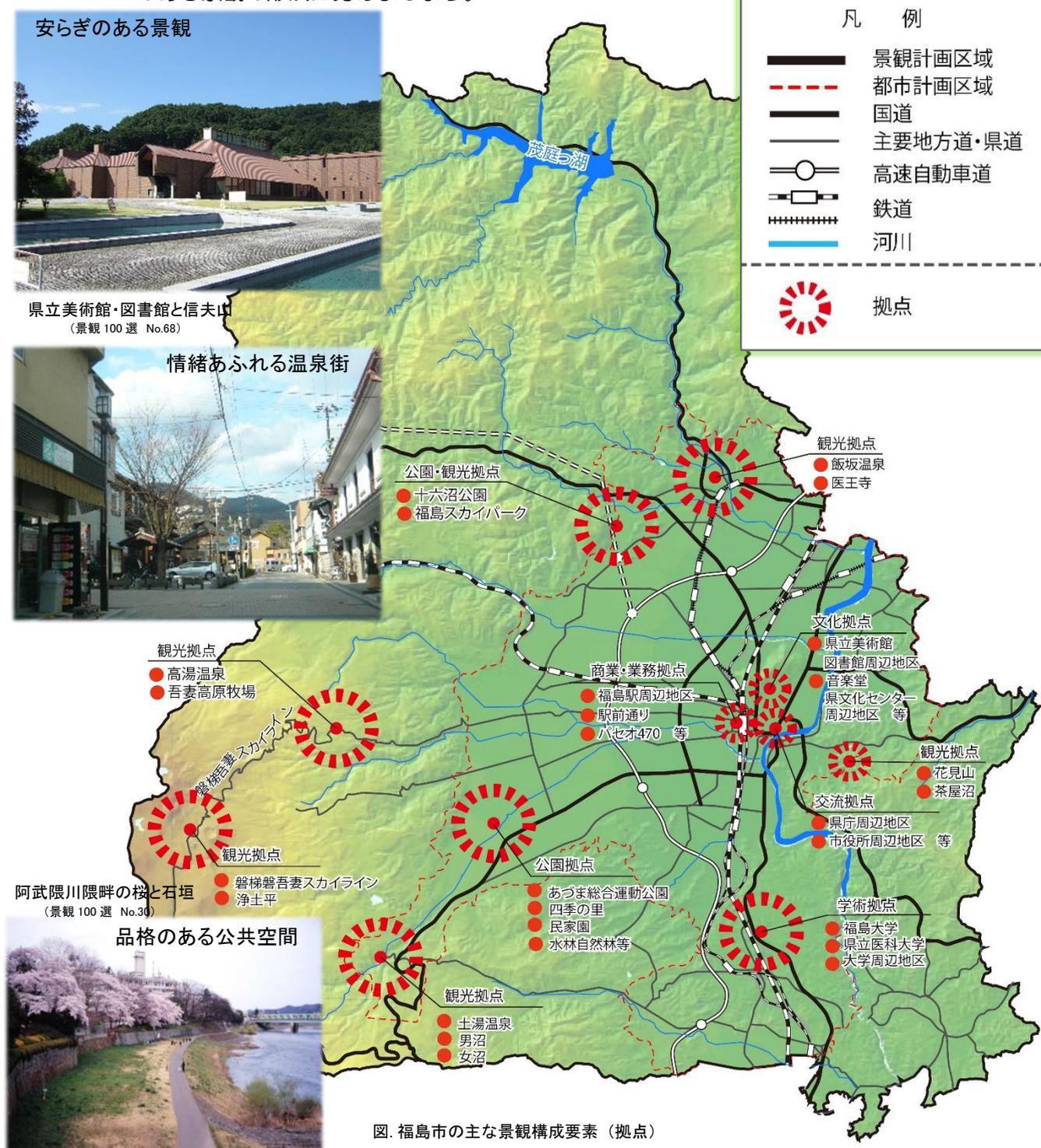


図. 福島市の主な景観構成要素 (拠点)

(5) 交通・河川軸に沿った景観まちづくり

〈方針〉 市民協働により、通りや水辺に接し魅力的な見通し景観の確保によって、視対象への配慮が感じられる景観を守り、育みます。

- 車窓からの福島盆地特有の眺めを尊重し、快適で魅力的な景観の形成に努めましょう。
- 歩行者目線を考慮し、優しさを備えた通りの魅力向上に努めましょう。
- 福島盆地を潤す川辺では、水辺空間の形成や堤防の桜並木の保全など、水辺と一体となった魅力的な風景づくりに努めましょう。

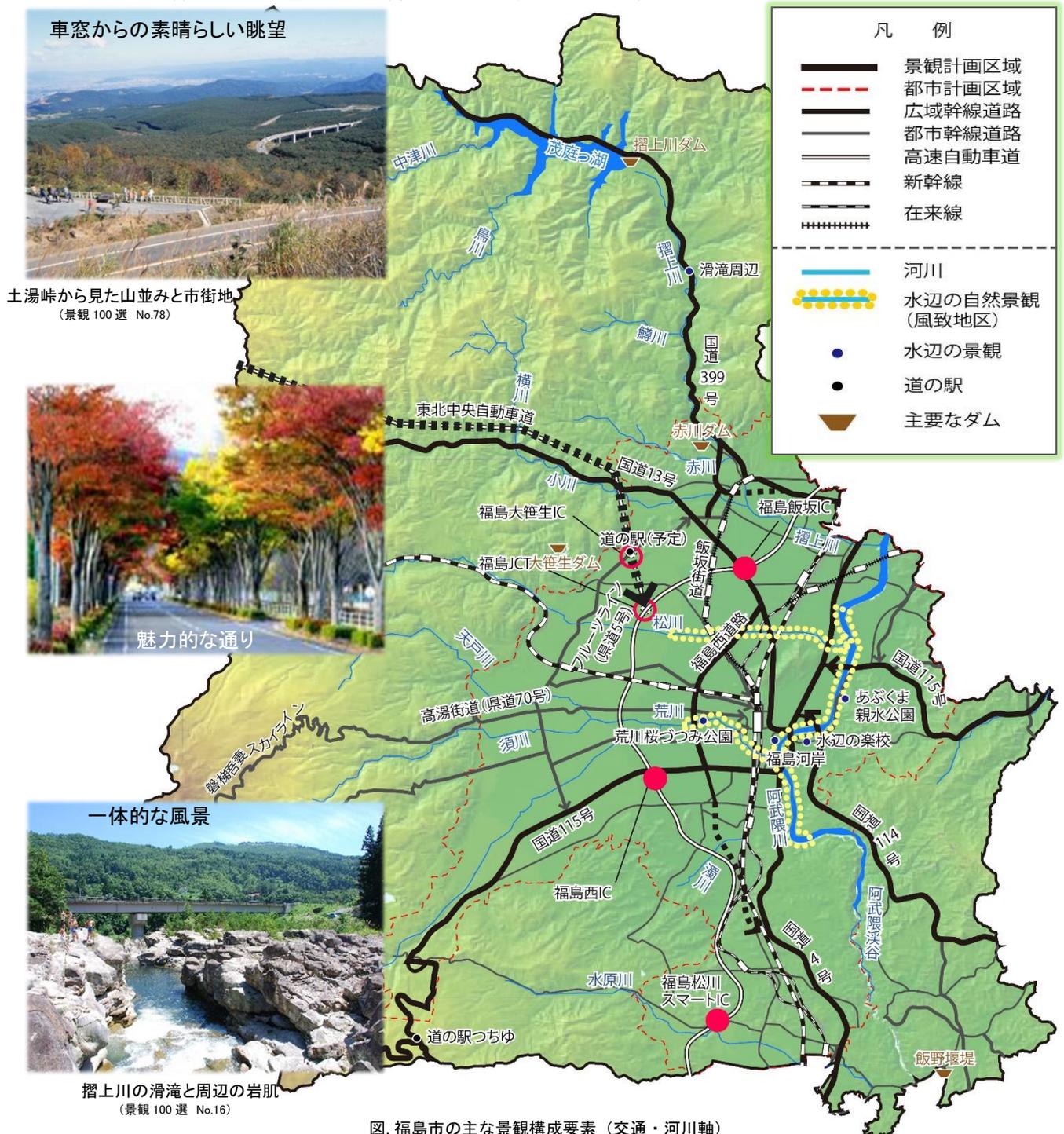


図. 福島市の主な景観構成要素(交通・河川軸)

(6) 歴史資源を活用した景観まちづくり

＜方針＞ 市民協働により、地域に根ざした伝統・文化を伝承し、歴史資源を保全し調和のとれた景観を守り、育みます。

- 歴史的な街なみや歴史的建造物の保全、再生、活用を推進し、地域の特徴を生かした歴史、伝統・文化の界隈形成に努めましょう。
- 屋敷林、古木などの身近な緑地を保全し、地域の資産として景観の形成に生かしましょう。
- 歴史資源の保全とともに伝統芸能や祭りの伝承に努め、地域の賑わいや彩りを後世に継承しましょう。



(7) 福島らしい眺望を守る景観まちづくり

＜方針＞ 市民協働により、福島の誇りである山並みなどの市民共有の眺望を大切にし、魅力を引き立てる景観を守り、育みます。

- “福島らしさ”の現れた吾妻連峰、信夫山、花見山などへの素晴らしい眺望に対して、視点場からの眺望の妨げとならないよう努めましょう。
- 吾妻連峰、信夫山、花見山などからの素晴らしい眺望を保全し、あるいは新たな視点場の創出に努めましょう。
- 市民共有の眺望の妨げとなるような要素を改善するよう努めましょう。

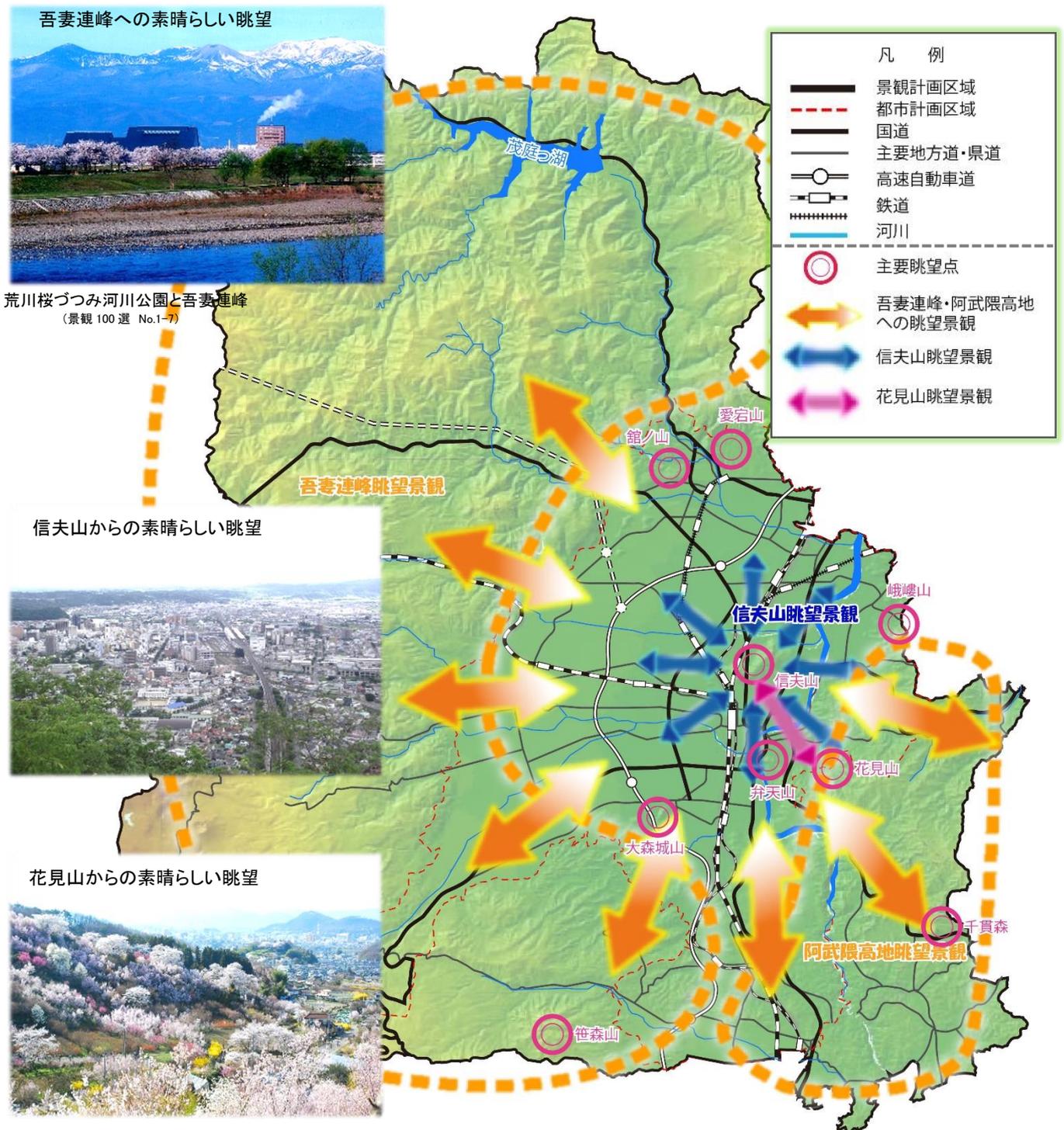


図. 福島市の主な景観構成要素（眺望）